

## ふれあい中央カーニバル補助金交付要綱

### (趣旨・目的)

- 第1条 この要綱は、地域住民、学校関係者、商業者、企業、行政によって構成される神戸まつり中央区協賛会（以下、中央区協賛会）が中心となり、神戸市最大の祭典である「神戸まつり」を構成する「区のまつり」として、中央区の振興及び発展を図ることを目的に開催する「ふれあい中央カーニバル」に補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 ふれあい中央カーニバル補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (申請)

- 第2条 中央区協賛会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、区長へ申請しなければならない。

### (補助金の額の決定)

- 第3条 補助金の額は、「ふれあい中央カーニバル」の実施に伴う経費を上限とし、予算の範囲内で決定するものとする。

### (補助対象経費)

- 第4条 補助対象経費は「ふれあい中央カーニバル」の実施に伴う経費とし、「ふれあい中央カーニバル」の延期（中止）に伴いかかる費用、キャンセル料も含むこととする。
- 2 「ふれあい中央カーニバル」が延期または中止になった場合において、代替イベントを実施する場合は、代替イベント実施にかかる費用についても助成対象に含めるものとする。
- 3 助成対象期間において、補助金交付決定前に実施した事業についても助成対象に含めるものとする。

### (助成対象期間)

- 第5条 助成対象期間は「ふれあい中央カーニバル」を実施する年度の4月1日から12月31日までとする。ただし、過年度の1月1日から3月31日に完了した事業についても、区長が必要と認めるときは、補助対象とする。

### (補助金の交付)

- 第6条 区長は、第2条の申請にかかる書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、申請の内容が適正と認められる場合、速やかに交付決定を行うものとする。
- 2 区長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。
- 3 区長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付申請をした中央区協賛会に通知するものとする。
- 4 区長は、補助金交付決定通知書を受けた中央区協賛会より、補助金交付請求書（様式第3号）による請求を受けて、補助金を支払うものとする。

### (交付決定の取り消し)

- 第7条 区長は、補助金交付または補助金交付決定通知を受けた中央区協賛会が、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
  - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
  - (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
  - (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
  - (5) その他、区長が補助金を交付するに適しないと認めるとき
- (補助金の返還)

第8条 区長が、交付決定の一部または全部を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、中央区協賛会はその支払われた補助金の過払い額を区長の指定する納付期限までに返還しなければならない。

(事業実施報告書の提出)

第9条 中央区協賛会は、事業終了後、速やかに必要書類を添えて事業実施報告書（様式第4号）を区長に提出するものとする。

(交付額の確定)

第10条 区長は、前条に規定する事業実施報告書を審査のうえ、補助金の交付額を決定した時は、補助金交付額確定通知書（様式第5号）により、中央区協賛会に通知するものとする。ただし、区長が必要と認める場合は、補助金交付額確定通知書の金額を減額修正することができる。

2 区長は、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

この要綱は、令和3年6月5日より施行する。

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

様式第1号（第2条関係）

# 補助金交付申請書

神 中 祭 第 号  
年 月 日

中央区長

住 所  
団 体 名  
代表者名

下記補助金の交付について、申請します。

記

補助事業の名称		
目的及び内容		
補助事業の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
補助金の額		
算出の基礎		
添付書類		

様式第2号（第6条第3項関係）

（公印省略）  
神中総地第 号  
年 月 日

神戸まつり中央区協賛会  
会長

中央区長

## 補助金交付決定通知書

「ふれあい中央カーニバル」の補助金として下記のとおり交付を決定いたします。

### 記

1. 補助金交付額
2. 補助対象事業
  - (1) この補助金は、「ふれあい中央カーニバル補助金交付要綱」に基づき、ふれあい中央カーニバルの実施に対する補助金として交付するものです。
  - (2) この補助金は、上記の目的以外に使用しないで下さい。
  - (3) 「ふれあい中央カーニバル補助金交付要綱」の規定に違反したとき等は補助金を返還していただきます。
3. 事業終了後、次の報告書を提出すること。
  - (1) 事業実施報告書

様式第3号（第6条第4項関係）

神 中 祭 第  
年 月 日

中央区長

神戸まつり中央区協賛会  
会長

## 補助金交付請求書

「ふれあい中央カーニバル」の補助金を下記のとおりご請求申し上げます。

金額

内 訳 神戸まつり中央区協賛会

■お振込先■

三井住友銀行 神戸公務部

普通預金口座 3022394

神戸まつり中央区協賛会

様式第4号（第9条第1項関係）

神 中 祭 第 号  
年 月 日

中 央 区 長

神戸まつり中央区協賛会  
会長

## 事業実施報告書

標記事業について、下記のとおり、関係書類を添えてここに報告します。

記

1. 事業名
2. 助成金申請額
3. 実施報告

実施日時	
場 所	
内 容	

様式第 5 号（第 10 条第 1 項関係）

（ 公 印 省 略 ）  
神 中 総 地 第 号  
年 月 日

神 戸 ま つ り 中 央 区 協 賛 会  
会 長

中 央 区 長

## 補 助 金 交 付 額 確 定 通 知 書

「ふれあい中央カーニバル」の補助金として下記のとおり交付額を確定いたします。

### 記

1. 補助金交付額
2. 補助対象事業
  - (1) この補助金は、「ふれあい中央カーニバル補助金交付要綱」に基づき、ふれあい中央カーニバルの実施に対する補助金として交付するものです。
  - (2) この補助金は、上記の目的以外に使用しないで下さい。
  - (3) 「ふれあい中央カーニバル補助金交付要綱」の規定に違反したとき等は補助金を返還していただきます。